

2024 年の処罰事例を中心とした輸出管理法の運用動向のアップデート

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025 年 5 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所
調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2024年は、輸出管理の分野における中国の法制度が一段と完備された年となった。2024年9月、「両用品目輸出管理条例」が国務院より公布され、2024年11月には、商務部、工業・情報化部、税関総署、国家暗号局の連名にて「両用品目輸出管理リスト」が公布された。この2つの文書は、12月1日付けで同時に施行された。また、初めて、特定の国（米国）を対象とする特別な輸出管理措置を講じることが発表された。

本稿では、日本企業における輸出管理コンプライアンス対策の一助とすべく、2024年に実施された行政処罰の事例を整理・分析したうえで、2025年版「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」の概要を紹介し、中国の輸出管理分野における回顧と展望について論じることを試みた。

1. 輸出管理に関する2024年法執行事例

1.1 商務部による処罰事例

2024年に商務部より行われた輸出管理に関する行政上の強制執行や処罰について、公表されている事例は確認できないが、消息筋によると、複数の違反行為が商務部より摘発されているとされる。タイプ別に挙げると以下の通り。

- ① 仕向国・地域を偽って申告した（A国向けとして申請・取得した輸出許可証で輸出申告し、実際にはB国向けに輸出した）。
- ② 輸出先を偽って申告した（C社を輸出先として申請・取得した輸出許可証で輸出申告し、実際にはD社向けに輸出した）。
- ③ 輸出代行業者が、委託された貨物が両用品目であり、輸出許可証を未取得であることを明白に知りながら、なおも輸出に関連するサービスを提供した。
- ④ 輸出申告に備えるために、事前に（注文を受ける前から）、様々な仕向国・地域のバージョンの輸出許可証を申請・取得した。

1.2 税関による処罰事例

2024年、全国各地の税関より、輸出管理に関する違反行為が続々と摘発された。これらの処罰事例の特徴について、以下、詳細を紹介する。

1.2.1 適用された法令

処罰事例をみると、「輸出管理法」の規定が適用された事例と、税関が所管する法律・規則の規定が適用された事例の両方が存在するが、どちらかというと前者の事例が多く、また、その件数も増加傾向にある。

1.2.2 違反原因別の案件の内容

違反原因として多いものは、「商品编码」（以下、「HSコード」という）や商品名の誤りとなっている。実際には、輸出許可証が必要な品目であるにもかかわらず、輸出許可証を必要としないHSコードや商品名で税関に申告した結果、現物検査で誤りが発見され、処罰を受けるといったケースが散見される。

例えば、双流機場関緝違字〔2024〕46号案件では、HSコード9032900001（フラップ・

スラット電子アセンブリ) として輸出申告された 2 つの品目 (①調光モジュール、②高度計) について、税関が検査したところ、②は実際には高度計ではなく、輸出許可証が必要なジャイロセンサ (HS コード 90142090.15) であることが判明した。そのため、輸出は許可されず、さらには、税関による行政処罰として警告が与えられ、8 万 6,000 元の制裁金が賦課された。

こうした HS コードの誤りを起因とする処罰事例をみると、特に黒鉛やドローンに関連する案件が多いように見受けられる。

例えば、天然鱗片状黒鉛や人造黒鉛は管理品目に該当するが、輸出許可証を必要としない他の商品名「その他の天然黒鉛」「非電気用のその他の黒鉛およびその他の炭素製品」「煅焼(かしょう)石油コークス」「コロイド状または半コロイド状の黒鉛」等で輸出申告した結果、処罰された事例が少なくない。

また、パラメータ的に管理品目に該当するドローンを、輸出許可証を必要としない他の商品名「玩具ドローン」「リモート操作飛行のみに使用する最大離陸重量 25 キログラム以上 150 キログラム以下のその他の空撮ドローン」「リモート操作飛行のみに使用する最大離陸重量 25 キログラム以上 150 キログラム以下のその他の無操縦者航空機」「農業または園芸用のその他の噴射装置(スプレー装置を除く)」等で申告し、処罰された事例もある。

1.2.3 行政上の措置

「輸出管理法」第 33 条から第 38 条には、計 8 種類の違反行為(例えば、関連管理品目の輸出経営資格を取得していない、輸出許可の範囲を超えて輸出を行った等)が定められている。「輸出管理法」に定める罰則に基づき処罰された事例をみると、今のところ、第 34 条第 1 項に定める「輸出管理品目を無許可で輸出した」ことを事由とするものがほとんどだが、今後、取り締まりが進む中で、その処罰事由として、それ以外の罰則規定が適用される案件が出てくると思われる。

なお、「輸出管理法」に基づく処罰事例を事業者別にみると、輸出事業者がほとんどを占め、金融機関や第三者 EC プラットフォーム等のサービス提供事業者が処罰された事例は確認できていない。

輸出管理に関する違反行為について、税関からは、制裁金の賦課のほか、指導、警告、輸出不許可、違法所得の没収等の罰則が科された事例がある。今のところ、違法所得が没収された事例はごくわずかで、後述するとおり、刑事事件の疑いがある場合には、違法所得を没収される可能性が高くなると推測される。

2024 年の輸出管理に関する違反行為について、税関より賦課された制裁金の総額をみると、2020 年の「輸出管理法」制定当初に比べれば確実に増えているが、処罰が減免された事例も多くみられる。特に、初めての違反行為であって、もたらした危害が軽微であり、かつ違反を速やかに是正した場合には、行政処罰が減免される傾向がある。一方で、故意による違反行為や、税関による監督検査を拒否・妨害するなど、悪質な場合は、厳しく処罰される可能性があるため注意が必要となる。

1.2.4 刑事責任

輸出管理に関する違反行為は、その構成要件に当てはまれば、密輸罪が成立する場合もある。

例えば、津新港関緝査字〔2024〕1号案件では、HSコード2830101000（硫化ナトリウム）、計54トン（FOB価格：3万8,340ドル）について、輸出事業者は、最終目的地がウルグアイであることを明確に知っていたながら、ロシアを仕向国とする「両用品目および技術輸出許可証」を提示し、つまり仕向先を偽って輸出申告を行った。その違反行為について、国家輸出入禁止貨物密輸罪の疑いがかけられ、捜査の対象となった。犯罪の情状が軽微であったため、最終的には不起訴処分となったが、行政処罰として違法所得（2万5,821元）が没収された上、制裁金（50万元）が賦課された。

2. 両用品目および技術輸出入許可証管理目録

2024年12月31日、商務部と税関総署より、2025年版「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」が公表された（2025年1月1日より施行）。

同目録は、「I.両用品目および技術輸入許可証管理目録」と「II.両用品目および技術輸出許可証管理目録」の2部構成となっており、II.の輸出の目録においては、次の3つに分けて品目を掲載している。

- ① 両用品目輸出管理リスト掲載品目
- ② 核輸出管理リスト掲載品目および技術
- ③ 危険ドラッグの原料となる化学物質

上記①「両用品目輸出管理リスト掲載品目」には計765品目が掲載され、「両用品目輸出管理リスト」に則して、業界・分野（1～9、0の10分類）ごとに分けられ、さらに品目の類型（A～E）順に整理されている。

タイトル行は以下の6つの項目からなる。

- ① 番号
- ② 管理コード（中国語「管制编码」）
- ③ 品目名称および説明
- ④ 参考商品名
- ⑤ HSコード
- ⑥ 単位

なお、内容が「両用品目輸出管理リスト」と矛盾する場合は、「両用品目輸出管理リスト」が優先して適用されることから、該非判定（輸出許可証の取得要否の検討）の際には、「両用品目輸出管理リスト」を根拠とする必要がある。

3. 両用品目に関する米国向け輸出管理強化措置

2024年12月3日、商務部公告2024年第46号により、関連両用品目の米国向け輸出管理を強化することが発表された。詳細は以下のとおり。

3.1 法的根拠

「輸出管理法」第8条第2項では、「国家輸出管理主管機関は、管理品目の仕向国・地域の評価を行い、リスク等級を確定し、それに応じた管理措置を講じることができる」と規定している。また、第10条では、「特定の国や地域、特定の組織・個人向けの関連管理品目の輸出を禁止することができる」と定めており、これが米国向け輸出管理強化措置を講じるうえでの法的根拠となっている。

3.2 公告の内容

同公告では、以下の措置を講じるとし、また、これに違反した組織・個人については、法的責任を追及すると定めている。

- (一) 両用品目の米国軍事ユーザーまたは軍事用途への輸出を禁止する。
- (二) ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料に関する両用品目の米国向け輸出を原則として許可しない。黒鉛に関する両用品目の米国向け輸出について、より厳格なエンドユーザーおよび最終用途の審査を実施する。

3.3 コンプライアンスの推進

3.3.1 中国域内の両用品目輸出事業者

前述した米国向け輸出管理強化措置を遵守するため、中国域内の両用品目（特にガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連の両用品目および黒鉛に関する両用品目）輸出事業者は、以下の対策を講じる必要があると解される。

- ① 輸出先となる域外の輸入者およびエンドユーザーに対する審査を徹底し、エンドユーザーおよび最終用途についての証明の合法性を確保する。
- ② 売買契約において、輸出管理に関する Compliance with Laws 条項（中国の法律の遵守を義務づける条項）を加える。
- ③ 中国から輸出された管理品目が、輸出先により非合法的に移転されるリスクに注意し、リスクが除去されるまで取引を停止する。特に、米国向けの輸出で、その輸入者もしくはエンドユーザーの関連会社が軍事ユーザーもしくは軍用品を扱う企業である場合、または米国以外の国や地域への輸出であっても、輸入者もしくはエンドユーザーが米国国内にかかる関連企業を保有する場合には、管理品目が非合法的に移転されるリスクに注意しなければならない。
- ④ エンドユーザーおよび最終用途に関する商務部による審査・調査に協力する。
- ⑤ 輸送、設置、アフターサービスの過程において、取得した輸出許可証に定めるエンドユーザーまたは最終用途が変更され、もしくは変更されうる場合には、遅滞なく、商務部に報告する。未出荷の場合は、直ちに出荷を一時停止する。
- ⑥ 関連する文書・資料を適切に管理する。保存期間は少なくとも5年とする。

3.3.2 代理、貨物輸送、配送、通関、EC プラットフォーム、金融等のサービス提供者

また、輸出活動に対し、代理、貨物輸送、配送、通関、EC プラットフォーム、金融等のサービスを提供する第三者業者も、合理的な管理措置を講じ、輸出管理に関する違反行為に関与しないようにする必要がある。また、違反行為を発見した場合は、遅滞なく、商

務部に報告しなければならない。

3.3.3 輸入者およびエンドユーザー

輸出先となる域外の輸入者およびエンドユーザーは、その誓約（エンドユーザーおよび最終用途が中国の輸出管理に関する法令を遵守する旨の誓約）に従って中国原産の両用品目を使用しなければならず、商務部の許可なしに最終用途を変更し、または第三者に譲渡・提供してはならない。そのため、両用品目の輸出事業者は、エンドユーザーに対し、その発注、輸送、入庫、出庫、使用、流通（川下への販売）等の全プロセスを管理する台帳を作成することを要求し、かつ中国当局からの検査要請があった場合には、進んで協力する必要があることを伝えておくことが肝要となる。

4. 日系企業の留意点

2024年、中国では、輸出管理（特に両用品目の輸出管理）の分野において法制度が整えられ、取り締まり実務においても多くの進展があった。また、特定の国を指定した措置も登場し、グローバルサプライチェーンに与える影響が一層注目されている。

これらの変化を受け、関連する品目を扱う企業は、輸出管理に関する法令遵守を徹底するとともに、リスク管理能力を高めていく必要がある。特に、輸出先との取引契約の適法化、エンドユーザーおよび最終用途の監視・管理・指導、業務委託先との連携強化について、常にコンプライアンス上のアンテナを張ることが求められる。

日本企業は、これらの法規制と実務の動向を十分に理解し、中国との取引において、また、在中国日系企業はその対外貿易全般において、適切な対応を怠らないようにすることが重要となる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250007>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp